

「従軍慰安婦」徴集の強制性について

はじめに

去る8月4日、日本政府は91年12月からの調査結果により、慰安所の設置・管理・慰安婦移送に関して、旧日本軍が直接あるいは間接に~~関与~~した事実を認めた。さらに慰安婦の募集については、「軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言・強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に官憲が直接これに加担したこともあったことが明らかになった」とし、慰安所における生活も「強制的な状況下での痛ましいものであった」と、その強制性を認めるに至った。また、それらの事実が強行された地盤として植民地下であったことを位置付けもした。

強制性をもって行った慰安所政策の結果、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけたことを認めたわけだが、しかしその実態が全て解明されたわけではない。軍慰安所政策の性質と体質は強制に覆われたものであったが、命令系統や実行系統等の体系、強制の内容、慰安婦にした女性の総数、敗戦時における慰安婦の「処理」の実態、そして責任の所在等々の解明は、ようやく入り口に立ったばかりだといえる。

歴史の真実を回避することなく、これを歴史の教訓として直視するという決意は、事実の解明がなされて初めて実現されるものである。解明された真実こそが、未来に渡される歴史であり、教訓と成り得る歴史である。

女性たちに対する強制は、その徴集時と連行時、そして慰安所生活に分けて考えることができるが、ここでは慰安婦徴集においてどのような強制があったのかを資料と証言から紐解いてみたいと思う。

.....レジメ.....

おわりに

慰安所経営者ならびに日本から送られていった女性の多くが長崎をはじめとした九州地方からであることは、何を意味しているのだろうか。1800年代、シベリア、満州方面にいた日本人売春婦の数は東南アジアのそれよりもはるかに多かった。1897年のペテルブルクにおける全ロシア人口調査において、沿海州、アムール州にいた日本人売春婦は（中国人・朝鮮人女性^は○）合わせて282名いた。これは居留民全体の12%にも及ぶものである。日露戦争のときにすでに日本の売春業は戦地に赴いていた。従軍慰安婦政策の発案の背景にあった公娼制度、それが従軍慰安婦政策に与えた影響、そして国家による集団強姦を可能ならしめたものは一体何であったのか「強制」をまかり通したものは何であったのか。今後はそれらを包含した関連調査も必要であろうと思われる。